

保存・特別保存審査受付件数上限制度について

当協会では、審査の万全と業務効率化の維持を図るため、受付件数に上限を設けております。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

(1) 上限件数について

刀剣審査受付月の場合

一回あたり総上限件数：おおむね1,600件

内、インターネットによる申請の上限件数：おおむね1,400件

内、書面による申請の上限件数：おおむね200件

刀装・刀装具審査受付月の場合

刀装の一回あたり総上限件数：おおむね100件

内、インターネットによる申請の上限件数：おおむね80件

内、書面による申請の上限件数：おおむね20件

刀装具の一回あたり総上限件数：おおむね750件

内、インターネットによる申請の上限件数：おおむね650件

内、書面による申請の上限件数：おおむね100件

※申請者様の申請状況（キャンセル等）により申請可能件数は上限の範囲内で変動いたします。

※受付後に審査の過程で物件が分離（大小等）した場合など、協会が特別に認めた場合には、上限件数に含めません。

(2) 事前申請の受付が完了する時期

インターネットによる申請の場合：

審査物件の登録後、「申請ボタン」をクリックし、事前申請受付完了画面が表示された時点

※事前申請受付完了後（予約番号が確定した後）、審査物件を別の物件に変更することはできません。別の物件に変更する場合は、対象物件の申請をキャンセルしてから、改めて審査物件を登録してください。

（受付上限数に達している状況で審査物件を削除した場合、別の申請者が審査物件を登録し申請受付不可となるおそれがありますのでご注意ください）

※インターネットによる申請開始時刻は午前10時です。

書面による申請の場合：

当協会が申請期間内の申請書類を受領した時点

※上限数を超えた分は、申請書類をご返却いたします。

※令和5年11月受付分（10月事前申請開始分）より、書面による申請期間を「前月1日から7日（期間内の消印有効）に変更します。」（保存・特別保存・重要・特別重要共通）